

70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が変わります

岡市民課 ☎(50)1228

平成27年1月から医療機関に支払う一部負担金の所得の区分が細分化され、左表のとおり限度額が変更されます。医療費が高額になると見込まれる場合は、あらかじめ限度

額認定証の交付を受け、医療機関に提示することで、窓口での支払いが限度額までになります。既に認定証の交付を受けている人には、新しい認定証を12月中に送付します。

また、この変更により世帯内の同一の医療保険加入者の毎年8月から1年間にかけた医療保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えた場合、その超えた金額を支給する高額医療・高額介護合算療養費制度の算定基準額も平成27年以降変更になります。国民健康保険と後期高齢者医療に加入している今年度の該当者には、申請案内を平成27年1月以降に通知します。

■限度額認定の区分表記の変更

改正前		表記
上位所得者	所得600万円超	A
一般	所得600万円以下	B
低所得者	住民税非課税世帯	C

改正後		表記
上位所得者	所得901万円超	ア
	所得600万円～901万円以下	イ
一般	所得210万円～600万円以下	ウ
	所得210万円以下	エ
低所得者	住民税非課税世帯	オ

■限度額の変更

改正前	限度額
上位所得者	150,000円 (4回目以降 83,400円) ※医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
一般	80,100円 (4回目以降 44,400円) ※医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
低所得者	35,400円 (4回目以降 24,600円)

改正後	限度額
上位所得者	252,600円 (4回目以降 140,100円) ※医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
一般	167,400円 (4回目以降 93,000円) ※医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
低所得者	35,400円 (4回目以降 24,600円)

消費生活センター通信 No.8

岡消費生活センター ☎(50)1300

カニの送りつけ商法に注意!

事例

魚介類を扱う業者から電話があり、世間話のように「今の時期何が食べたいか」と聞かれた。思わず「カニかねえ」と答えたところ、買うとは一言も言っていないのに「今カニを送ったよ。もう返せないよ」と言われた。驚いて「なぜ送るのか」と反論したが「今食べたいと言ったじゃないか」と怒鳴られた。代金引換で送ってくるらしい。業者名や電話番号を聞いたが「品物が届けばわかる」と教えてもらえず、うちが明かかなくて電話を切ったところ、またすぐに電話があり「一方的に切ったな。カニは送る」と言われた。実際送られてきたらどうしたらよいか。

ひとことアドバイス

- 勧誘されても必要がなければきっぱりと断ることが大切です。
- 承諾していないのに一方的に商品が送りつけられてきても、支払いの義務はなく、受け取る必要ありません。業者の連絡先などがわからないことが多いため、代金引換の商品は安易に受け取らないようにしましょう。
- 困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。



た、満65歳以上の人。ただし、認定調査票の認知症高齢者と障害高齢者の日常生活自立度が両方ともほぼ自立の人は対象外です。

■申請受付
本人またはその人を扶養している人が申請できます。また、郵送でも申請できます。申請書には申請者の印鑑が必要です。申請書は受付窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

■受付開始日
12月1日(月)より

※12月中は、対象者が死亡している場合を除き、申請受付のみとなります

■認定書の交付日・交付場所
平成27年1月5日(月)から高齢者福祉課および各支所介護保険担当窓口で交付します。税法に定められた基準日(12月31日)以降の交付となりますが、対象者が基準日前に死亡している場合は、基準日前でも交付します。



これまで公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金など)を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。児童扶養手当を受給するためには

申請が必要です。

■新たに手当を受け取れる例
○お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
○ひとり親家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

■支給開始日
手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより手当を受給できなかった人のうち、12月1日に支給要件を満たしている人が、平成27年3月までに申請した場合は、12月分の手当から受給できます。

市では、介護保険の要介護認定を受けている人に、所得税および市県民税の障害者控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を申請により交付します。

認定書は、平成26年分の所得税および平成27年度分の市県民税の申告時に使用することができます。

なお、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は手帳で控除できるため、申請の必要はありません。

■対象
市の要介護認定で要介護1から要介護5の認定を受け

12月1日から対象者一部拡大 児童扶養手当法の一部が改正されます

岡子育て支援課 ☎(50)1257

介護保険要介護認定を受けている人へ 障害者控除対象者認定書を交付します

岡高齢者福祉課 ☎(50)1208